

広島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 7 年 11 月 5 日

広島市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務として位置付けられている。

広島市では、農業は市民に新鮮で安全・安心な農産物を供給するほか、自然環境保全、水源かん養、防災、良好な景観の形成など多面的な機能を発揮し、健康で豊かな市民生活を支えている。

しかしながら、農業者の高齢化や減少が急速に進み、農地の保全等を含む集落活動が衰弱しており、荒廃農地の増加、農産物の生産力の縮小等が問題となっている。

こうしたことから、本市農業が業として成り立ち、農業者が定着し、持続的な産業となり、ひいては中山間地域の持続可能な地域づくりにも資するよう、担い手の育成・支援、農地の利活用、販路の確保・拡大による持続可能な農業を一層強力に推進していく必要がある。

以上のような観点をふまえ、本市の特徴を生かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、法第 7 条第 1 項に基づき、広島市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を次のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に合わせて 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標 遊休農地率 0.3%以下の維持

区 分		管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状	令和5年3月	2,490 ha	13.2 ha	0.5 %
	令和6年3月	2,430 ha	10.0 ha	0.4 %
	令和7年3月	2,400 ha	7.9 ha	0.3 %
3年後の目標 (令和10年3月)		遊休農地の割合 0.3%		

※1:管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

※2:遊休農地の面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号及び第2号のいずれかに該当する農地の総面積

※3:3年後の遊休農地の割合目標は、過去3年間の利用状況調査の結果において概ね13haから8ha(0.5%から0.3%)へ推移していることから、遊休農地率0.3%以下を維持することを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 発生防止の取組み

従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施することで遊休農地の発生防止の活動とする。

イ 1人1筆解消運動の実施(解消の取組み)

農業委員19名及び農地利用最適化推進委員42名が1人1筆解消運動として、1年間1人1筆の遊休農地の解消を図る。

ウ 農地の有効活用の推進(利用状況調査及び利用意向調査の実施)

利用状況調査により、将来遊休化が危惧される保全管理地(不作付地)を把握するとともに、利用意向調査により所有者へ働きかけのほか、農地中間管理機構への貸付や新規就農者への農地あっせん等、農業委員、農地利用最適化推進委員が連携して農地の有効活用を図る。

エ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区別された農地については、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にする。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

2 担い手への農地利用の集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 農地集積率 20.8%(毎年82ha)

区 分		管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状	令和 5 年 3 月	2,490 ha	227.0 ha	9.1 %
	令和 6 年 3 月	2,430 ha	237.7 ha	9.8 %
	令和 7 年 3 月	2,400 ha	253.3 ha	10.6 %
3年後の目標 (令和 10 年 3 月)		2,400 ha	499.3 ha	20.8 %

※1:管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

※2:担い手（①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準達成者、④特定農業団体等）へ利用集積等されている農地の総面積

※3:担い手への農地利用集積面積を毎年 82ha とする。

(B)の3年後の目標の面積は、広島市は広島県より令和12年度を目標に745haの面積が示されており、令和6年度までの集積面積の累計が253.3haであることから、令和12年度に目標面積に達するための単年度の目標面積を82haとし、(B/A)は20.8%とする。

【参考】担い手の育成・確保

区 分		総農家数 (うち、主 業農家数)	担い手			
			認定農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達 者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状	令和 5 年 3 月	5,189 戸 (114 戸)	104 経営体	22 経営体	5 経営体	0 経営体
	令和 6 年 3 月		110 経営体	24 経営体	5 経営体	0 経営体
	令和 7 年 3 月		116 経営体	15 経営体	17 経営体	12 経営体
3年後の目標 (令和 10 年 3 月)			131 経営体	11 経営体	11 経営体	12 経営体

※1:担い手の3年後の目標は、現状の実績に基づく想定値

※2:「総農家数（うち、主業農家数）」は、2020年農業センサスの数値を記入

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

ア 毎年、“ひろしま活力農業経営者”育成事業の新規就農者2名に必要な農地を約0.9ha確保する。

イ 認定農業者や認定新規就農者等担い手の規模拡大を支援する。

- ① 担い手と意見交換を行うなど連携を進め、規模拡大の意向を把握する。
- ② 利用状況調査時にあつせん可能な優良農地の把握に努める。
- ③ 規模拡大に必要な農地をあつせんできるよう、所有者の意向を確認する。
- ④ 地域での話し合いを通じて、支援体制を構築する。

(3) 担い手への農地利用の集積の評価方法

担い手への農地利用の集積の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 毎年 49 経営体

区 分		新規参入者数(個人)(新規参入者取扱面積)	新規参入者数(法人)(新規参入者取扱面積)	計
現 状	令和 5 年 3 月	22 人 (6.5ha)	2 法人 (0.5ha)	24 経営体(7.0ha)
	令和 6 年 3 月	55 人 (6.6ha)	2 法人 (1.3ha)	57 経営体(7.9ha)
	令和 7 年 3 月	62 人 (7.1ha)	4 法人 (2.3ha)	66 経営体(9.4ha)
3 年後の目標 (令和 10 年 3 月)		毎年 49 経営体		

※1:現状の実績に基づき、新規参入目標を毎年 49 経営体とする。

【参考】

内 訳	ひろしま活力 農業経営者	生産販売農家育成コース 及び栽培技術基礎コース	その他の 新規就農者	計
3 年間の目標	6 人 (5.4ha)	15 人 (2.3ha)	126 経営体 (16.6ha)	147 経営体 (24.3ha)

※1:毎年、“ひろしま活力農業経営者”育成事業の新規就農者に必要な農地を 1 人当たり約 0.9ha 確保する。また、生産販売農家育成コース及び栽培技術基礎コースの新規就農者に必要な農地を 1 人当たり約 0.15ha 確保する。

区 分		ひろしま 活力農 業 経営者	スローライフ で夢づくり新 規就農者	生産販売農家 育成コース及 び栽培技術基 礎コース	その他の新 規就農者	計
現 状	令和 5 年 3 月	3 人 (2.6ha)	1 人 (0.1ha)	—	20 経営体 (4.3ha)	24 経営体 (7.0ha)
	令和 6 年 3 月	1 人 (0.7ha)	—	4 人 (0.6ha)	52 経営体 (6.6ha)	57 経営体 (7.9ha)
	令和 7 年 3 月	1 人 (0.9ha)	—	4 人 (0.6ha)	61 経営体 (7.9ha)	66 経営体 (9.4ha)
	計	5 人 (4.2ha)	1 人 (0.1ha)	8 人 (1.2ha)	133 経営体 (18.8ha)	147 経営体 (24.3ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 毎年、ひろしま活力農業新規就農者、生産販売農家育成コース及び栽培技術基礎コース新規就農者へ農地をあっせんするとともに、地域に定着できるよう就農支援を積極的に行う。

イ 窓口等における新規参入希望者へは、意向に応じた農地の紹介を行うとともに、就農後も地域において支援・相談活動を行う。

ウ 地域での話し合いを通じて、新規就農者の支援体制を構築する。

エ 農地中間管理機構との情報交換を積極的に行い、連携を密にする。

オ 市の実施する新規参入研修のPRを積極的に行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

(1) 広島市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくための広島市農業委員会の役割

- ア 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- イ 農家への声掛け等による意向把握
- ウ 地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）への農地の利用調整やマッチング
- エ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- オ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力